

京都市告示第 98 号

京都市醍醐交流会館条例第 12 条の規定に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで、京都市醍醐交流会館の管理を次のとおり委託します。

平成 17 年 4 月 1 日

京都市長 榎本 頼 兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
京都醍醐センター株式会社	京都市伏見区醍醐高畑町 30 番地の 1	<ol style="list-style-type: none">1 京都市醍醐交流会館（以下「条例」という。）の使用許可に関する事。2 会館を設置目的に従った利用に供すること。3 会館の施設、附属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関する事。4 会館における事業の企画に関する事。5 前各号に掲げるもののほか、会館の管理等に関し、市長が必要と認める事項。

(都市計画局都市企画部都市総務課)